

令和4年度第1回小牧市学校給食運営委員会会議録（要旨）

- 開催日時** 令和4年6月20日（月）
午後2時から午後2時50分まで
- 開催場所** 小牧市北部学校給食センター 会議室
- 出席委員** 委員長 山盛英二 副委員長 福岡恭子
（敬称略） 委員 森川美千代 委員 船橋恵美 委員 長谷川真
委員 田中美妃 委員 三島弥生 委員 小野マリ菜
委員 水谷まみ子 委員 中島亜子 委員 児島綾乃
委員 佐藤理恵子 委員 御宿良和 委員 大鹿幸子
（14名）
- 欠席委員** 委員 高木花織（1名）
- 事務局** 中川教育長、石川教育部長、伊藤教育部次長
（学校給食課）林課長、小川主幹
大塚東部学校給食センター所長、渡邊栄養職員
- 会議内容** 議題（1）学校給食費の改定について
・諮問事項の審議について
・答申について
- 会議資料**（1）小牧市学校給食運営委員会条例
（2）学校給食費の改定について
資料1 学校給食費の改定について
資料2 給食費検討資料
資料3 副食の主要原材料価格上昇率
（3）第3子以降の給食費無償化について
- 議事内容**

1. 教育長あいさつ

- ・報道にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の長期化やロシアによるウクライナ侵攻、円安の加速などの影響により、エネルギー価格高騰に伴う輸送コストや光熱水費の高騰を招くとともに食料の安定供給が困難になっていること、また、異常気象による農作物の不作などが重なり、相次ぐ食材の値上げなど急速に物価が上昇している状況にあります。
- ・こうした急激な物価上昇により給食の食材費も高騰の影響を受けており、現行の給食費では質・量のバランスがとれた給食を提供していくことが困難な状況になる恐れがあります。
- ・前回の改定から8年が経過しており、この間も長期的な物価上昇が続いていることから、今年度の2学期からの給食費を改定することとしたものであります。

- ・本日は給食費改定等についてご説明させていただきますので、忌憚のないご意見をお願いいたします。

2. 委員紹介

委員名簿順に自己紹介。

3. 委員長及び副委員長の選任

事務局より委員長及び副委員長選任について説明後、委員から山盛委員を委員長に、福岡委員を副委員長に推薦する旨の発言があり、委員の拍手多数により就任決定。

4. 委員長あいさつ

5. 議題（1）学校給食費の改定について

（事務局：資料1～3により説明）

■ 諮問事項の審議について

（委員長）メニューに関して以前、名古屋市のものをテレビで放送していたのを観たが、物価高騰する前でも給食費でのやりくりが厳しく、エビフライの提供回数が減り、切り干し大根の提供回数が増えているという内容であった。

小牧でも大幅にメニュー変更したものはあるのか。

（事務局）小牧では大きな変更はないが、デザートやミルクは以前と比べて提供回数が減っている。

また、肉の部位を変更するなど、具材を安価なものにするなどして対応している。

（委員長）主食の関係で工夫している点はあるか。

（事務局）新型コロナウイルス感染症感染拡大に併せてパンを個包装で提供していたが、この6月より通常どおりの提供方法に戻し、コストを抑えるなどの工夫をしている。

（委員）中学3年生の子どもから給食が足りなかったと聞いたことがあった。

今後さらに量が減ることはあるか。今のボリュームは維持されるのか。

（事務局）改定後も現在のボリュームは維持される。

（委員長）小学1年生と小学6年生とでは当然食べる量が違うが、そのあたりはどうなっているのか。

（事務局）小学1・2年生、小学3・4年生、小学5・6年生で主食の量を変えている。また、低学年、中学年、高学年でおかずの量も差をつけている。

（委員長）では、給食費も1年生と6年生とで変えているのか。

- (事務局) 給食費は小学1年生から6年生まで同額である。
- (委員) 中学3年生の娘がいるが、女子は学年が上がれば上がるほど給食が余っていると聞いている。学校で残さず食べなさいとも言われたいようである。
この時期に値上げするのは致し方ないと思うが、中学女子は残している生徒も多いと思う。
- (委員) 新型コロナウイルス感染症が広がる以前は、食缶が空になるように配食し、毎食完食するよう指導を行っていたが、感染が拡大してからはおかわりも制限され、残食が出てしまっている状況である。
しかしながら、SDGsで食品ロスを減らしていくことも目標として掲げられているため、教育現場でも今後力を入れていきたいと思っている。
- (委員長) 値上げや改定額についての意見はないか。個人的には、本会議の前に他市町村の状況をホームページで調べたが、たしかに小牧は低価格で工夫しながら頑張っていると思う。
- (委員) 小学校と中学校の値上げ幅について、両方とも10円未満を四捨五入して270円、300円となっているが、感覚的に小学校のほうが値上げ幅が大きいと感じる。
- (事務局) 小学校も中学校も、今回の算定根拠に基づき、この単価設定とさせていただいた。
- (委員) 保護者にはどこまで通知されるのか。算定根拠も示すのか。
- (事務局) 保護者へは改定後の価格のみの通知である。
なお、今年度は値上げ分については国の地方創生臨時交付金を充てるため、保護者の負担は変わらないことをご承知おきいただきたい。
- (委員長) 質問、意見もないようなので、給食費の値上げ、改定額ともに事務局案で了とする。

■ 答申について

- (委員長) 学校給食費の値上げについては、本日の審議を踏まえ実施するとの答申を行うということで、委員の賛同をいただきたいと思うが、いかがか。
(異議なし)

6. その他 (1) 第3子以降の学校給食費の無償化について

(事務局：資料4により説明)

《質疑応答》

(委員) 第3子以降の無償化はいつから実施か。来年度からか。

(事務局) 今年度2学期からの実施である。

(委員) 7月に全保護者あてに通知するとのことだが、時間的に2学期から実施できるのか。

(事務局) 申請期限を7月20日の終業式としており、夏休み中に市で申請内容を調査し、無償化の可否について決定。併せて学校事務を行い、2学期から無償化を実施する予定である。

(委員) 申請について、保護者は市役所ではなく学校に申請するのか。

(事務局) 学校へ申請書を提出となる。

(委員) 第1子、第2子の年齢制限はあるのか。

(事務局) 同一生計であれば、第1子、第2子が成人でも無償化の対象となる。

(委員) 申請書類は給食費改定の案内と一緒に送付か。それとも、希望者が学校に取りに行く形になるのか。

(事務局) 給食費改定の案内と第3子以降の無償化の案内の両方とも全保護者に通知する。

理由として、第3子以降の給食費無償化という制度を全保護者に知っていただきたいという意味合いもある。

(委員) 第3子以降の給食費は還付ということになるのか。

(事務局) 還付ではなく、徴収しないこととなる。